

参議院通信委員会會議録第四号

平成六年六月十日(金曜日)
午前十時開会

委員の異動

六月六日

大森 昭君
山口 哲夫君
補欠選任

六月八日

中川 嘉美君
横尾 和伸君
補欠選任

六月九日

及川 一夫君
山口 哲夫君
横尾 和伸君
補欠選任

六月十日

菅野 久光君
及川 一夫君
補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長 森 暢子君
理事 岡野 裕君
陣内 孝雄君
山田 健一君
粟森 喬君

委員

岡 利定君
加藤 紀文君
沢田 一精君
林田悠紀夫君
及川 一夫君
川橋 幸子君
北村 哲男君
河本 英典君

国務大臣

郵政大臣 日笠 勝之君

政府委員

郵政大臣官房長 木村 強君
郵政省電気通信局長 松野 春樹君
郵政省放送行政局長 江川 晃正君

事務局側

常任委員会専門員 星野 欣司君

本日の會議に付した案件

○放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
○電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(森暢子君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る六日、大森昭君が委員を辞任され、その補欠として山口哲夫君が選任されました。また、昨日、山口哲夫君が委員を辞任され、その補欠として北村哲男君が選任されました。

○委員長(森暢子君) 放送番組素材利用促進事業

の推進に関する臨時措置法案を議題といたします。まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。日笠郵政大臣。

○国務大臣(日笠勝之君) 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、有線放送を含めた放送に関する国民の需要の多様化に伴い、おのおのの放送においてその特色を生かした放送番組の放送が行われることの重要性が増大していることにかんがみ、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進しようとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。第一に、素材映像等、放送番組素材、放送番組素材利用促進事業等の定義をいたしております。

第二に、郵政大臣は、放送番組素材利用促進事業の推進に関する基本的な方向、同事業を実施する者の要件に関する事項、放送番組素材の収集及び制作の基準に関する事項を審議するための機関に関する事項、同事業の内容等に関する基本指針を定めることといたしております。

第三に、放送番組素材利用促進事業を実施しようとする者は、その実施計画が適当である旨の郵政大臣の認定を受けることができることといたしております。

第四に、通信・放送機構の業務として、郵政大臣の認定を受けた実施計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の出資の業務を追加することといたしております。

その他所要の規定の整備を行うことといたしております。なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行することといたしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。○委員長(森暢子君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。○陣内孝雄君 郵政省では、これまでにも放送番組ソフト制作に対するさまざまな支援策を講じてきておられる、そういうふうな思われたいでございます。例えば、放送番組センター、電気通信人材研修センターあるいは有線テレビジョン放送番組充実事業など、こういうものによりまして番組の収集、保管、通信・放送分野での人材育成、CATV事業者への番組配信などが行われているのではないかとおもうのでございます。

そういう中で、今新たに放送番組素材に関する施策を講じようというのはどういう理由からでありましょうか。そのことをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 今、先生御指摘いただきましたように、私たちがいろいろやってきております。基本的考え方といえますのは、多メディア・多チャンネル時代といふことの到来によりまして、放送に対する新たな国民のニーズというのが高まってきております。こうした国民のニーズにこたえる放送ソフトの充実を図るということが、マルチメディア時代において放送が活力を持つて国民生活の中に定着していく、そういう上で極めて重要だ、そう考えているところでございます。

国民のそのような多様化、高度化する情報ニーズにこたえるためには、各種の専門的なソフトや、

あるいは地域の情報ニーズにこたえるようなソフトなど多様なさまざまなソフトの制作、流通が図られ、またそれらの促進が図られることが必要だと。そういうことのために、放送番組の円滑な制作、流通を促進する環境の整備が重要な問題である、そう考えてやってきましたところでございまして、先生ただいま御指摘いただきましたように、人材の研修であるとか有線テレビジョン放送番組の充実事業であるとかなどやっていますところでございます。

ただ、今翻ってみますと、そういう従来の施策といえますのは、一つには放送番組を制作する者の能力を向上するという点、それから二つ目には放送番組の制作設備の整備を図るという観点から行ってきたものでございます。今これらに加えて、放送番組を制作する上での素材となる映像や音響、あるいは静止している写真なども皆含まれるわけでございますが、そういったものにつきましても円滑に利用できる状況にする必要があるということから、新たに考えられている問題点だろーと思ひます。

そういう点に着目しまして、この放送番組素材の利用を促進することによりまして多様な放送番組の制作に資することにしようということで、この施策を講ずるわけでございます。

○陣内孝雄君 この事業が採算とれるようになるには恐らく素材の蓄積などが相当進んでからではないか、こういうふうな思ひを聞いてございまして、それまでの間の立ち上がりには公的な助成をしていくのも、今のお話を聞きますと当然大事なことではなからうか、こう感じました次第でございます。

ところで、こういう素材をどういうふうにして収集するかについては、私もさきの当委員会の一般質問のときにちょっと触れましたけれども、地方の情報発信を促すような取り組みにこの際大きく目を向けて取り組んでほしい、こういうふうな思ひでございます。

といいますのも、今情報格差の解消ということ、全国四波体制が整っていく中で中央からの情

報はふんだんに地方に送り込まれるようになってまいりました。その反面、ローカル番組とか自主番組というのは、郵政省が期待しておられる一〇〇の水準というんですか、こういう番組制作の率に及ばない地方局がお聞きしますと全国にはまだ四十局ぐらゐるやうに伺っております。そこにはいろんな事情があろうかと思ひますけれども、いずれにしても地方局は中央からの中継基地的な機能や役割だけを担うようになってしまつてはならないと思ひます。

これが杞憂に終わるようには、地方局のローカル番組、自主番組の制作意欲、あるいは制作能力の向上に大きな刺激を与え得るような放送番組素材利用促進事業のあり方を指してほしいものだ、こう思ひます。この新事業がそうあることによりまして、この事業に公的な支援を導入していく意義や必要性というものが一層高まるのではないかと、そういう考えに立つわけでございます。

そこで、伺いたいのでございますが、まず放送が地方の発展のために果たすべき役割についてどのようにお考えになつておられるのかという点でございます。

私は、地方に住む人々が、それぞれに身近な自然や歴史や文化など地方の特色をなすものに親しむ中から自分のふるさとを理解したり、あるいは心から愛することができるようになると思ひます。そういう思いを抱いた人々が、他の地域に関心を高め、交流が地域間で活発に行われるようになると、やがては互いに協調し競争しながら地域住民の熱意を支えられて地域の活性化が図られるようになるだろうと、かねがね私は期待して思ひます。そういうふるさとを誇りに思ひ、ふるさとをこよなく愛する心が、またこれは日本への大切な愛着もつなげていくというふうなことも考えるのでございます。私はこういう観点あるいはこういう意味合いから情報通信の地方の発展に果たす役割の大きさを高く評価したいと思ひます。

放送が地方の発展のために果たすべき役割についてどのようにお考えになつておられるのか、その点についてお聞かせいただければと思ひ次第でございます。

○政府委員(江川晃正君) まことに地方の発展に寄与する放送の力と申しましうか、それは大きなことと私たちも考へております。それは、放送というものが国民にとつて最も身近な情報入手のメディアとなつておりました、いわば放送を通じて提供される情報は、それらが同時に多数の人に容易に伝達されまして、その結果非常に大きな社会的影響力を持つておられるもの、そう認識しているところでございます。

また、放送メディアがそういうものであるという特徴に着目いたしまして、郵政省といたしましても、放送を普及するのが郵政省の大きな放送政策の一つでございます。放送普及基本計画というところにおきましても、ちよつと言葉を正確に読みますと、「その放送を通じて地域住民の要望にこたへることにより、放送に関する当該地域社会の要望を充足すること」というふうな放送の役割と申しましうか、そういうものを定めておられるわけでございます。

具体的には、このために、地域に密着したメディアである地方民放、地方の民放局に對しまして、一つは自主番組の制作能力を向上してもらう施策、あるいは隔々まで聞こえるようにするための、見えるようにするための中継局の設置とか、それからその地域に関連する情報とか、あるいは地域の人が欲する全国の情報であるとか外国の情報であるとか、そういったものも盛り込んだ放送番組を提供して、その地域経済、社会、文化等の発展に寄与すること、そういったことが地域の放送会社と申しましうか放送事業者に我々としては求めておるところでございます。

○政府委員(江川晃正君) ただいま申しましたような思想、考え方に立ちましていろいろやつてまいつたところでございまして、現在のところ、地方で自分のところから自主番組をつくつて発信しているといふのはパーセントでいまして、まだ非常に小そうございまして、十何%というところが平均なわけですね。それから制作能力を高めるために、郵政省といたしましては機会あるごとにお願ひするということをやつておるわけですが、仕組み上では免許時とか再免許時、あるいは何かの会議とかというときには番組の制作能力の充実とともに地域からの情報発信に努めるように要望しているところでございます。

それで、それを実現するためにも実際にこれまでやつてまいりましたのは、一つには、電気通信基盤充実臨時措置法というのに基づきまして、放送番組を制作する者を育成するための人材研修事業への支援とか、放送設備の整備に對する財政投融資の運用をそこにかけるようにする、使えるようにするとか、それから税制優遇措置と申しましうか事業税の減額措置など、そういったようなことをいろいろ講じてきたところでございます。

そういったことに加えて、今度、ただいま御審議いただいております本法案による放送番組素材利用促進事業の推進が図られることによりまして、各種の放送番組素材の利用が円滑化することによりまして、地方の放送事業者の放送番組の制作環境の整備に資するところを願つて本法案を御審議いただいております。

くれたものというのがあればこれを積極的に買
い取っていく、こういうことがさらに大事なこ
とではなからうかとさえ考えるわけでございま
す。そうすることで、地方局が放送を通じて地方
の進展にますます積極的な役割を果たしていく上
での強いインセンティブとなるでありましょ
うし、地方放送を支える健全な経営基盤の強化にも
大いに役立つのではないかと考えるからでござい
ます。

何にしましても先立つものがないとこういうも
のはうまくいかないと思うものでございませ
で、そのことを強調したいのでございませ
ような方向にこのたびの新施策が向かうよう強く
要望しておきたいと思ひます。

それから、最後に大臣にお考えを承りたいと思
ひます。

これまで申し上げましたように、私は放送政策
を推進する上で、東京一極中心の是正とかあるは
は地方特性を生かした各地域の発展に貢献するこ
とへの配慮が必要であると考へておるのでござい
ますが、大臣におかれましては、放送政策として
地域の発展にどのように貢献しようとお考えでい
らっしゃいますか。その点をお聞かせいただきた
いと思ひます。

○国務大臣(白笠勝之君) 地上民放はテレビ、ラ
ジオ、CATV、こういういろいろなメディアがあ
るわけでございませが、国民生活に大変密着をし
ておるわけでございませ、特に地域社会を基盤
といたしまして地域の要望にこたえていけるだけ
の放送がこれからも大変重要であるということ
は先生の御指摘のとおりでございませ。

そこで、放送政策の基本的な考へ方といたしま
しては、一つには、いつでもどこでもどこからで
も情報とれるという、これは非常に大事でござ
いませ。情報の格差を是正するという上からでも、
今後、多メディア・多チャンネル化が進展する
と思ひませ。そして、国民の視聴者が地域にか
わりなく多様な情報の選択の機会をできる限り享
受できるように社会を指すこと、これが基本政

策の一つの柱だと思ひませ。

また、もう一つは、それぞれの地域の豊かな文
化が息づくローカル番組でございませ。できる限
りこれもたくさん制作をされまして、できれば全
国に紹介されるような、情報発信機能を持つよう
なそういう番組がまた期待をされるわけでござ
いませ。

先ほど局長も申しましたように、まだ地方の自
主番組は一三〇程度でございませ。とりわけそ
う意味で、今後の地域の情報発信の活性化のた
め、地域民放の番組制作能力充実が大きな課題と
なつてまいませ。そういう意味で、この番組素
材促進利用法は地域番組の充実資するのではな
いか、貢献できるのではないかと、かように考へ
おるわけでございませ。

○陣内孝雄君 終わります。ありがとうございます。

○岡利定君 引き続き御質問させていただきます。

我が国の放送は、技術開発の成果もあつて、従
来型のラジオとかテレビに加えて、衛星放送だ
とか通信衛星を使つてのいわゆるCS放送だとか、
さらに多チャンネルのCATVといったぐあいに
非常に多くの多様なサービスが加入者に提供さ
れておつて、本格的ないわゆる多メディア時代、多
チャンネル時代を迎えようというところにあると
思ひませ。放送が国民生活に不可欠の基本的なメ
ディアであるだけに、この多メディア化、多チャ
ンネル化というのは、国民の多様化する情報ニ
ズにこたえらるという意味で大変結構なことだと思
ひませ。

国民の期待にこたえらる充実した放送を維持し
ていくためには、いわゆるハード面といひませが技
術開発の面と、それから先ほど局長のお話ありま
したけれども、そこで提供される情報を充実して
いくというソフト面の充実のための施策という両
面が相まって初めて立派な放送ができる、また国
民の期待にこたえらるということになるわけ
あると思ひませ。

今回のこの法案も、そういう意味ではいわゆる
ソフトの充実ということの一端というものと位
置づけられると思うわけでございませが、その辺
で、法律案の関係でちょっと御質問させていた
きませ。

この法案を見ますと、第三条で郵政大臣が基
本的な指針をまず定めて、そして第四条によりま
してその基本的な指針に沿つた事業認定を行うとい
うスキームであるわけでありますけれども、この
基本的な指針としてこういう事項を掲げるとい
うことで、二項で抽象的な形で掲げておりますけ
れども、今の段階ではどのような内容を考へてお
いませか、お教えいただきたいと思ひませ。

○政府委員(江川晃正君) 先生ただいま御指摘
いただきましたように、第三条で「郵政大臣は、放
送番組素材利用促進事業を推進するための基本的な
指針を定めなければならない。」と書いてござ
いませ。これ、以下基本指針ということにしてござ
いませが、その基本指針には六項目のことが第二
項に書いてございませ、その六項目について現
時点ではどんなことを考へているのかということ
を、全部ですとちよつとくだけたくなくもしま
せませんで、ポイントのところでお説明をさせ
ていただこうと思ひませ。

お手元の三条をごらんいただければおわかりで
ございませが、どういう基本指針のことを掲げて
いるのかと申しますと、六つございませ、一つは
放送番組素材利用促進事業の推進に関する基本的
な方向と一つ、二つ目は同事業を実施する
者の要件に関する事項、それから番組素材利用
促進事業の内容に関する事項、あるいはこの事業
の実施方法に関する事項、あるいはその実施に際
し配慮すべき重要事項などが六項目あるわけ
でございませ。

そのそれぞれについて一応考へているところで
ございませが、例えば第一号目の放送番組素材利
用促進事業の推進に関する基本的な方向という点
ではどんなことを掲げようとしているのかという
ことを申し上げますと、多メディア・多チャ
ン

ル化の進展に伴ひまして、多様な放送の重要性が
増大していることにかんがみまして、その制作の
隘路を解決するため、放送番組素材利用促進事業
の実施を支援することにより放送及び有線放送の
発展ある寄与を図る、そういう趣旨のこと。

それから、二つ目のこの事業を実施する者の要
件に関する事項のくだりでございませと、例えば
株式会社であつて、当該株式会社の出資者、役員
等の構成が特定の者に偏つてはならない、幅広い
利益を代表する者であり、本事業の趣旨に沿つた
公正かつ公平な運営が図られるものとするとい
うようなこと。

もう一項目ぐらいでとどめさせていたただこうか
と思ひませが、学識経験を有する者をもつて組織
する機関でどんなものを収集しようかというよう
なことを議論していただくということが前条に、
第二条に書いてございませ。

では、どういう人々を集めるのかというよう
なことにつきまして、例えば委員七人以上を
もつて組織し、委員は学識経験のある者のうちか
ら認定事業者の代表者が委嘱するとか、認定事業
者の諮問に依り素材収集及び制作基準に関する事
項を審議する、認定事業者は素材収集及び制作基
準を定め、またはこれを変更しようとするときは
この審議会に諮問しなければならぬ、諮問に依
りて答申したときはこれを尊重して必要な措置を
しなければならぬというように以下六項
目について書こうかと考へているところでござ
いませ。

○岡利定君 わかりました。
その基本方針に適合する事業者ができてくるわ
けですね。その事業者が放送番組素材を収集し、
制作し、保管し、それから番組の制作の用に供す
るといふような一応定義になっておるわけ
も、具体的にその事業者がどんな形でこの番組素
材を収集し、制作し、保管することになるという
ふうにお考えなのか。また、その制作の用に供す
る、いわゆる使う側ですね、これはどんな人とい
ひませか会社というか、どういう者が使うことに

なるのかということを一応予想されておりますか。

○政府委員(江川晃正君) この法律によって認定を受ける事業者が行うことではございますが、我々今想定しておりますのは、最初に収集という点につきましては、既存の放送番組素材を記録したテープとかディスクとか、そういったものの媒体を放送番組の制作の用に供するために必要な著作権使用料を払って買入るいわば収集につきましては、現実は一から十まで、初めから終わりまでの番組としてでき上がっていると申しましたように完結した、例えば物語でも結構でございますしドキュメントでも結構でございます。そういった完成品という場合もあります。

それから、例えば深海の魚が遊泳しているのをただ撮ってくる、それだけのものというのがあります。そういうものをだれかが撮って持っているようなものを、利用権、著作権が中心でございますが、それらの処理をして収集する。収集するということは、言ってみれば購入するわけでございます。というようなものを著作権使用料を支払って買入るというのが収集の一つの非常に典型的な手法だと考えております。

二つ目の話で、では制作はどういうのかといいますと、今申しました例の話で申し上げますと、例えば海の中へ行って撮ってくるとか、あるいは山の中に入って森林を撮ってくるとか若い芽吹きの花を撮ってくるとか、そういうようなことがまさに制作になるわけでございますが、それは多分その会社が行ってじかに撮ってくるというよりは委託してだれかに撮らせてもらう、そういう形で制作をすることになるだろうと考えております。

中身は、そういうふうに自然のものを写したり、音をとってきたりというものであったり、またコンピュータグラフィックスを作製して、必要に応じてほかの映像との組み合わせで一つの商品的な素材をつくっていくというのがありまして、多分それらは大部分は委託で制作していくことにな

るだろうということが二つ目でございます。

三つ目の保管でございますが、今の保管の仕方は、デジタルでございますと、デジタルに限りませんけれども、テープなりディスクなりで全部保管されます。陽画のポジ、例えば関東大震災の写っている静止画の写真なんかですと、陽画であった場合に、普通撮ってきたりなんかしたものはテープとかディスクなんかにおさまられているということが大宗をなすと思えます。

そういうものをそういう形で、会社といたしますと、その中にラックなどを整備いたしまして順序正しく良好な引き出し、保存にとつてもいい環境を整備して、そこに置いて保管していくということになるのか、そう思っております。

最後の御質問の、だれがそれを一体使うというかお客さんになるんだろうかということにつきましては、法律の世界では放送番組の制作者と書いてございますが、具体的に言えば放送事業者であったりCATVの事業者であったり、番組制作のプロダクションであったり、あるいはCMをつくる人であったりというようなことで、放送番組を制作する者、放送番組として使えばいいわけでございますから、そういういろいろな方が利用することになるだろう。大宗をなすものは今私が申し上げたような人たちではないか、そう考えておるところでございます。

○岡利定君 この法律は、附則によりまして「十年以内に廃止する」ということになっておられます。まさに臨時措置法であるわけですか。

新聞では、事業の運営の関係でしようけれども、こういう記事があります。「十年間の期限立法だが、同事業が単年度黒字化するのには事業開始七年度であり、累積解消には十年以上かかるとみられている。」というような記事があるわけでございます。本事業の経営見通しというものを今どういうふうにか考えておられますか。

○政府委員(江川晃正君) おっしゃいますように、この法律は附則の第二条で「法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。」というふうに定めているところでございます。この法案は、放送番組素材を収集し、制作し、保管して放送番組の制作の用に供する業務等を行う事業者の立ち上げを支援するということに中心目的がございまして、そういう立ち上げを支援するものでありまして、ちよつと話が前後するかもしれませんが、我々の予測によりまして、今先生がおっしゃいましたように単年度黒字になるのが大体六年目ぐらいにやないかなというふうに読めます。それから先はこの事業は需要があるはずでございますから何とかいけるだろうと思っておりますが、その立ち上げを支援することが重要なんだということが一つございます。

もう一つは、今後を展望いたしますと、西暦二〇〇〇年ごろにはいろいろな放送メディアが登場してまいりますことは先生先ほどおっしゃいましたとおりで、放送衛星とか通信衛星とかを利用する放送も始まると考えております。ということは、それを利用する放送事業者の数もふえるということになると思えます。今CS放送、通信衛星を利用する放送は十社ほどでございますが、向こう十年以内にはこの十が何十社になっているだろうと私たちが予測いたします。

それから、もう一つはCATVなんかでございますが、世間の人がつけてくれている名前ではございませぬけれども、都市型CATVといつて一万余以上の端子を持つている東京とか大都市でやるのが中心でございますが、その加入者が大変増加しております。これがまた将来の大変重要など申しましよるか基幹的な情報通信基盤に発展していくものと予測しているわけでございますが、それもおおむね今後の十年間で多チャンネル化の基礎ができるものと考えております。

そういうようなことを一つの目安として、放送番組の制作環境の整備を図るということで本法案を十年以内に廃止すると。変な言葉ですが、長らくいつまでも国が支援するような形をとり続けているというのはいかかなものかなというのが背後にあるわけでございます。そういうことで十年というところにしたところでございませぬ。

○岡利定君 最後は、大臣に一言お聞きしたいんですが、これからますます多様化、高度化していく国民の情報ニーズにこたえて、放送の分野で、特にハード、ソフト両面にわたって一層充実していくという放送政策の展開が求められるわけでございますけれども、今後の放送政策についての大臣の基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思

います。

○国務大臣(日笠勝之君) 国民の価値の多様化とともに、情報ニーズは非常に千差万別になってくるわけでございます。先生御指摘のとおり、ハード、ソフト両面の充実というものが今大変重要な岐路に立っておるわけでございます。特に、ソフトの場合は充実するというそのための一つの法案でもございませぬし、それから後ほどまた御審議をいただきますが国境を越えるテレビ、こういう時代にもなつてまいりまして、その近々の充実が課題であると思っております。それから、ハードの面は二十一世紀に向けた放送政策の非常に重要な課題でございます。マル

チメディア化の進展に対応した放送の高度化を図るためにはどうしてもデジタル化ということが不可欠になってくるわけでございます。

ちよつと長たらしい名前でございますが、郵政省の中にマルチメディア時代における放送の在り方に関する懇談会、私たちはマルチメディア懇と申しておりますが、五月十六日に発足いたしました。委員十八名で、二十一世紀のデジタル化に対する将来展望であるとか技術開発であるとか、こういうことを今御審議いただいておりますところでございます。

郵政省といたしましては、ハード、ソフト両面の充実をさらに目指してこれからも積極的に推進したい、このように考えておるところでございます。

○岡利定君 ありがとうございます。終わります。

○川橋幸子君 ただいま大臣からマルチメディア時代の放送の果たすべき役割ということにつきまして、ハード、ソフト両面からの支援といましようか振興を図りながら、また一般国民のニーズの多様化にも対応できるように、それから国際化の進む中で国境を越えるテレビ等々、多面的にもう既にお答えいただいたようにございます。また同じ趣旨の質問で大変恐縮でございますけれども、いま一度大臣の放送行政に対する所信をお伺いしたいと思います。

ちよつと聞き方の角度を変えさせていただきます。私はこんな聞き方をさせていただきたいと思っております。先般、電気通信審議会から「二十一世紀の知的社会への改革に向けて」、こういうタイトルで情報通信基盤整備プログラムを総合的にとおまとめいただいた答申を大臣は受け取っておられると思っております。大変な意欲作でいらつしやるわけでございます。放送だけではもちろんございませんで、電気通信事業、それから情報産業、場合によりましてはコンピュータ産業から地域情報というんでしょうか、医療なり教育なりまで含めました総合的ないわゆる知的社

会への改革に向けてと、そのために情報通信基盤整備をどのように段階的に体系的に進めるか、こういう答申を提出された。このように私は理解しているわけでございます。

この電通審の答申を拝見いたしますと、非常にわかりよく整理されている部分がございます。まず、情報通信基盤の構造を整備するには四つのフェーズといましようか階層を整理して、これを発展的に整合性あるように整えていかなければいけない、そういう指摘でございます。

四つの層というものが、一番下にありますのがいわゆる情報インフラ、ネットワークの整備でございます。それから、その次にありますのが、そういうインフラを活用いたしましてさまざまな情報が伝達され、提供されるわけでございますけれども、そうしたときの情報の流通システムを整えたというところが二層目、それから三層目に参りまして応用データベース、アプリケーションの整備を図っていく。ここで本当に個人がインフラを使つたりあるいは情報流通システムを使つたりしまして、個人ないし企業の中に情報が伝播され受け取られる、こういう活用方法が出て、最後に第四層としましては取得をした情報インフラ、流通システム、アプリケーションの整備というものがきつとこれからの世の中のライフスタイルを変えていく、そういう整理の仕方でございます。

大変私どもにもわかりやすい整理になっておると思っております。

それから、もう一つはタイムスケジュールの方の目標値でございますが、高齢化社会がピークに達します二〇一〇年をターゲットにいたしまして、おむね五年刻みといましようか、一番最初は先行整備期間、それからその後、二〇〇〇年以降本格的な整備期間、それから二〇〇五年を過ぎて一〇年に達する、高齢化社会がピークに達するころには需要成熟期といふようなことで、またこれもタイムスケジュールもあわせて御整理いた

だいでいるわけでございます。さて、そこでお伺いしたいと思いますのは、こ

うした全般的な情報社会、知的社会の発展、成熟を図っていく中で放送行政はどのような役割を、四層のうちどのどのような部分を担当されてやうていかれるか。ちよつと答申にとらわれ過ぎた質問かもわかりませんが、初めに大臣の方から総括的なお答えをいただいで、その後もしテクニカルなことがありましたら局長の方から続けてお答えいただければと思っております。

○国務大臣(日笠勝之君) 二〇一〇年というのが日本の人口が一番ピーク、いわゆる一番人口の多いときではないかといふふうな人口動態などで推測されておるわけでございます。

その二〇一〇年を目指して全家庭に光ファイバー網を設置する、これは広帯域の双方向の光ファイバー網でございますから、マルチメディア時代においては最も有効にそれが活用されるということが先先生おっしゃつた一層から四層までの概念図になっておるわけでございます。映像が一方通行じゃなくて双方向でやりとりできる、こういうふうな時代を目指しておるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、いろいろな情報が入るといまいましようか、番組とすれば見えるような、手軽に選択し楽しむことができるような、双方向のサービスも可能となつてくるわけでございます。その中でやっぱり核となりますのはデジタル技術でございます。この活用によりまして番組データが自由に編集、加工できるような非常に柔軟性の高いものとなるわけでございます。

このような高度化、多様化する国民の情報ニーズに適切に対応するために、知的社会の創造に役立つような、そういう新たな時代が放送のさらなる重要性を増すことにならうかと思っております。また、御承知かと思いますが、この七月から関西の学研都市で放送と通信の融合のパイロットモデル事業を行うことになっております。

それらの成果を踏まえまして、放送、通信、す

べてマルチメディア時代にどのように対応していくか、政策展開をしていくかということの参考にさせていただきます。こういう状況でございます。

○川橋幸子君 局長の方からは何か補足の御説明ございますでしょうか。

○政府委員(江川晃正君) ただいま大臣が御説明したとおりでございます。

○川橋幸子君 大臣の大変強い御答弁、長期展望を踏まえての放送の役割、そのためにまず当面デジタル技術というものについて精力的に行政を進めていかれるということをお伺いしまして、そのようなことで進めていただくことに私も同感でございます。

答申を引きまして、かなり大きなことから始めましたわけでございますが、その中にこの法案も位置づけられるわけでございます。今度はこの法案に焦点を当てましてお答えをいただきたいと思っております。

結局、その四層の中の今回のこの法案がねらいとする部分というのは、多分第三層の部分のアプリケーションを充実させていきたいと。一番下のインフラ、それから情報流通システムといましようかインターネットとか、そういうハード面の整備をするにしまして、ともかく提供する情報が豊富になつていかなければこれがうまくいかないんだということ、今回の法案は放送分野におきましてソフトの部分、番組ソフト産業の振興にあるというふうな受け取るわけでございます。

現実にごうした番組ソフト産業あるいは映像ソフト、これから支援に乗り出していかれるわけですが、現状はどんな環境にありまして、どこがネックになつていて、どこを解決することが必要か、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) 番組ソフト産業という概念が、私たちがまだちよつと必ずしも明確に区切りを持ってやつておるわけではございませんので十分には申し上げられないのが大変申しわけないところでございますが、一応放送番組に密接に関

連する産業分野というふうにとらえさせていたいただきますと、放送事業者であったりCATVの事業者であったり、放送番組を委託を受けてつくるプロダクションであったりというふうなものが放送産業に代表的なものとして登場してきようかと思えます。

それらのものが今だけだけの営業と申しましたように生産をしているかということについて精査できているところではございませんが、例えば放送事業者あるいはCATVというふうな点で申し上げますと、放送事業者でいきますと、NHKのほかにテレビジョン放送を行っております一般放送事業者は、地上系、地上電波を流す、衛星を使っていないやつでございますが、それは百二十社ほどになってございます。

それから、衛星を使うという意味では、BSと申しておりますが、衛星放送を使っておりますのが民間企業で二社でございます。NHKが二波を使っておりますのほかに、それから、通信衛星を使って放送しているというのが、CS放送と申しておりますが、それが十社ほど現にございます。

それで、それら全体をひくくめたるため生産高と申しましょうか、売上高と申したらいいのかもしれませんが、それは平成四年度レベルで大体二兆二千三百億ほどになっております。この値はGNPの大体〇・四％ぐらいを占めております。この比率というのは年ごとにはほとんど一定のような感じになっております。

それから、そういう中で自分で番組をつくりたいと思いますか、その反対概念は東京のキー局にぶら下がって地方がその放送をただ流すというのが反対概念でございますが、自分でつくるといのはその意味では東京のキー局が高うございまして七三％ぐらいはございまして、あとローカル局では十数％、先ほど大臣が申したような数字で推移しているところでございます。言ってみれば、七〇対十何ばという格差がはつきり出ていくところでございます。

そういう中で、しかし我が国の放送が多メディア

ア・多チャンネル時代を迎えようとしておりまして、視聴者のさまざまな情報ニーズにこたえる放送ソフトの充実というのが求められておりまして、この放送産業への期待というのは大変高くなってきています、そう考えております。

そこで、具体的に解決が急がれる課題といたしましては、一つは最新の制作技術を生かした制作設備を利用できる環境を整備するとか、あるいは番組制作を行う人材が地域的に偏りのないようになっている。東京に集中をしているのはやむを得ないことではございますが、地方の局が自主番組をつくれるためにはそういう人材が地方にもいなきやいけないというふうなこともございまして。

それから三つ目でございますが、ソフトの制作及びその二次利用ということのための円滑な権利処理というものが大事でございます。御審議いただいております法案に予定する事業も、まさにこの権利処理が非常に重要な課題になっていくところでございます。

それから四つ目でございますが、放送番組の素材となる映像を蓄積して簡単に利用できる体制を整備していく。そのことは地方の人が、例えば南の人や北の地域の映像を一人自分が撮りに行かなくてもそこに行けば買って利用することができ、そういうようないわば映像のデータベースができればというふうなことが大事だ、緊急な課題だと考えているところでございます。

今回は、これらのうちの素材を円滑に利用できる体制の整備を図るということを目的としてこの法案を御審議いただいているところでござい

○川橋幸子君 大変いいですかかなり巨大な付加価値を生む市場であるし、また発展が期待される産業であるし、その中では環境整備なり人材の育成ですとか、さまざまなこういう番組に関連するソフト産業についての支援策を体系的にやっていきたいというお気持ちがよくわかるのです。もちろん、私もそのような方向で御努力いただきたい

と思うんです。番組ソフト産業というのは、やっぱり現状を見ますと非常に東京中心であるとか、あるいはNHKはNHKで非常に大きなデータベースなり情報を持っていらっしゃると思えます。素材を持っていらっしゃると思えます。大手キー局はキー局で持っていると思えます。

日本の社会が縦社会で系列化されているということは別に放送業界に限らないことだと思いますが、放送業界も人間が生み出す産業であるから、余計に人的に縦の系列というのが強いような感じがいたすわけでございます。それは、一番ベースになる放送番組素材については共通の宝物にして、北でも南でも、あるいは地方の非常に意欲的な若いプロダクションがこうした新規事業に入っていくとすると、その共通の財産をうまく横に流動的に使えるようにしたい、こういう意図なんだろうと思うんですが、現実の社会の系列化を考えると、そこがとて難しいような感じがするわけでございます。

十年の立ち上がり期間の中にその御努力をなさるといふことはわかるにしても、この縦社会にどうやってどこから風穴をあけて横に円滑に流動化させていくのか。取っかかりのあたりを、どんなお気持ちでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(江川晃正君) ただいま先生御指摘の日本国における縦社会と申しますか、そのところはまことにいろんな意味で苦勞させられるところがございまして。しかし、逆に言うと、だからこういう会社をつくって番組が集められるとありがたいんだというのでもまた希望としてありまして、この法律をつくるに当たりましてはたくさんの方々いろいろなお知恵を拝借したり意見をいただいたりしてきたところでございます。そういう中では、ある意味では先生は総論だとおっしゃるかもしれませんが、ぜひともつくってこれという要望が大変高うございます。

それからもう一つ重要なことは、今先生ちよつ

とおっしゃいました、例えば固有名詞で、例としての固有名詞でございますが、東京の四チャンネル、NTVが自分の映像を持っておりませんが、これは他の人に使わせてもいいと思わなければならない、まさか売り歩くこともできない。それから逆に言うと、どこかの人があれを使いたいだけども何とかならないかというのがあります。そういった情報をどこか集めることによって、もしじかにこの会社を買えないまでも、欲しい人とNTVとをあっせんしてやるとか、あるいは情報を提供してやるということによって仕事があまくいくということも希望の中に出てきているわけでございます。

そういうぐらいいいことになりまして、NTVがという意味ではございませぬ、わかりやすく例を申し上げたわけですが、NTVにしてみれば、そういうふうな提供の仕方というのは、これからこういういい番組を自分もつくるということを考えますと、そういう素材の入手の仕方ができるようになることはなかなかいいことだということも強く考えているようでございます。

我々は、その意味では収集に当たっても、縦割りの厚い壁が少しずつでもこれによって穴があいていくというイメージを思いますが、少しずつでも横断的に広がっていくことができるのではないかなど、立ち上がり、取っかかりという点ではそういうことを期待しているところでござい

○川橋幸子君 縦社会であるからこそ横に流動化させて、国が持っている知的な財産をうまく活用できるように知的な社会にする、そういう御努力をお願いしたいと思っております。取っかかりといいましても、それぞれ御苦勞が多いことかと思えますが、幸いこの法案の中では、指針を定めたり事業計画を定めたりいたしますときに幅広い分野の人が参加される、関係業界の方も参加される。そういう中で、個人的には私も役所の出身でございますので、こうした自由な事業に対して郵政

大臣が基本指針を定めたり実施計画を認定するということ、どうも管理の方だけに頭に立ちましても、自由度を活発化させるような方に御努力いただくというはまた一抹の不安もございませうけれども、ぜひそれはそのような方向で御努力いただきたい。管理したり規制を強めたりするのではなくて、自由度を高めるような方向での指針、事業計画の認定の方に御努力いただきたいと思ひます。

さて、今度は観点を改めてなんですが、昨年来ガット・ウルグアイ・ラウンドの話があちこちで課題になりまして、日本の中も、この国会でも上を下へのかなりの大騒動があつたわけでございませう。ガット・ウルグアイ・ラウンドでアメリカとヨーロッパ、特にフランスとの間でオーディオ・ビジュアル・サービスをめぐる対立があつたというようなことが報じられていたわけでございませう。

今回の番組ソフトの振興というのは、どちらかというとこれは産業経済面からの振興策であつて、文化保護だとか文化育成というのとはちよつと違うのかもわかりません。アメリカのハリウッド映画、それからフランスのシャンソンなりフランス映画ということを考えますと、あれは産業でありかつ文化である部分のような気がいたします。

日本政府が何か民間のこうした部分に支援をするということ、産業保護政策ではないかというふうなあらぬ誤解を受けたり、日本の社会はまた日本の社会らしく何かをするというふうな誤解を受けるといふ、これは杞憂かもしれませぬけれども、こんなことが心配されるわけでございませうが、今回の問題についてはいかがでございませうか。何か諸外国との間で問題となるようなことといふのは考えられますか。

○政府委員(江川昇正君) 先生御心配いたいただいておきます今回のウルグアイ・ラウンドにおけるヨーロッパと申しませうか、EUとアメリカとの意見対立ということが、この事業とのかかわり

で似たようなことにならないのかという御趣旨かと思ひます。

結論的に申し上げますと、この事業の実施ということによつて諸外国から何か問題とされるということは私はないと考えております。といひますのは、まずこの間のウルグアイ・ラウンドの争い、対立は何だったのかというのをちよつと振り返つてみますと、先生御指摘の米国と欧州におけるEUとのガット・ウルグアイ・ラウンドのサービス貿易交渉に際してのオーディオ・ビジュアル・サービスをめぐる対立というのはどういうことだったのかと私たちなりの理解で申し上げます。

一つは、米国は自分の国の放送番組をEUに輸出することに制限がかからないようEUにオーディオ・ビジュアル・サービスの自由化を求めた。それに対してEUは、EC指令というのが放送の世界にございまして、その指令によりまして、ニュース、スポーツイベント、広告等を除き放送時間の過半数をヨーロッパ作品のために確保するというような定めがございませう。それを定めていたことからアメリカの要望する自由化を約束しなかつたというのが一つございませう。

二つ目に、特に先生御指摘なさいましたフランスでございませうが、フランスは文化的価値に関するものはガット・サービス貿易交渉の対象外である旨EUの一員として主張いたしました。自由化に対し強硬に反対したということでございます。その結果として、EUのオーディオ・ビジュアル・サービスの自由化というのはその場で約束されなままガット交渉が終了した、そう私たちが承知しております。そういう意味では、自由化に基づく文化侵略と申しませうか、文化攻勢を受ける受けないということについての合意はなかつた。

翻つて、今度我々のこの法律に基づく番組制作というところに返つてまいりますと、この事業法におきましては、利用に關しまして外国人による利用や言語的制限というのは一切設けてございませう。

せん。特段問題となるというようなことはその意味ではないのじやないかと思つております。それからまた、我が国では外国製の番組の放送につきましても法令上何も規制がございませんで、放送事業者は自由に外国製番組を利用することが可能であり、このような問題は生じない。このようなどいふのは、ヨーロッパでありましたガットのよう文化侵略に基づくコンフリクトというようなことは生じないのではないかと、そう考へておられるところでございます。

○川橋幸子君 どうやらそれはやはり杞憂で、文化摩擦になるような話でもないし、放送素材の利用促進を図るという意味ではむしろ文化には余りかわらない、物すごくニュートラルな、そういう支援なんでもございませうか。余りニュートラルというのもちよつと物足りない、表現の自由とか言論の自由とかあるんでしようけれども、もうちよつと何か香りがあつてもいいのかなという感じもいたしますけれども、まあそれは個人的なこととございませう。余り神経質になることもないと思ひますけれども、国境を越えることが多うございませうので、その辺も御判断いただいで何ら心配がないということであれば、それはそれで結構でございます。

最後に、大臣に一間お尋ねして質問を終わらせていただきます。

このように、今度は放送素材をみんなの知的な財産として自由に使いながら発信機能を高めていく、自主制作番組をつくつていく、地方でもそうしたプロダクションが元気に活性化されていくというふうな番組がつけられることは大変うれしく、いいことだと思つております。

もう一面では、次回の委員会で審査されることになりまして放送法の改正ということもございませう、これはむしろ国境を越えてよその国のでき上がった完成品の番組がもうどんどん入つてくる、あるいは場合によつては日本も発信できるということなわけでございますね。

そうしますと、視聴者のこれまたニーズということなんだろうと思ひますが、国内で何かつくられるよりも、もう世界各国でいろんな、ニュースでも結構でし文化的なドラマでも、あるいは音楽産業でも何でもよいのですが、世界各地でつくられていくものがそのままりアルタイムに入つてきて、加工されないうで完成品を見た方がおもしろい、こんなふうな視聴者のニーズも高まつてくるんじゃないかと思われませう。

そういうふうな完成された番組に対する視聴ニーズが高まる中で、こうした番組素材を利用して自主放送、自主番組をつくつていく、このあたりのバランス、そういうものをどんなふうにおお能力を高めるということが日本の場合は今までは非常に少うございませうので、この利用促進法がうまく活用されることを私も願つたものでございませうけれども、最後にこうした面について大臣の所信を伺つて、質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(江川昇正君) 先生御心配の部分につきまして、考へてみればそういう心配はあり得るわけでございますが、入つてくるものに対する、どういふものかというところは、今APTという会議の中でアジア地域で何か合意しようじやないかということまではいつております。それから、出ていくものにつきましては、日本国の放送法の中でも一応その国の諸事情などを勘案しろというふうなやろうとしておられるところでございます。というのが事務的な法律のかかわりになつてございませうので、そこだけちよつと御説明させていただきます。

○国務大臣(日笠勝之君) 国境を越えるテレビの件はまた近いうちに当通信委員会で御議論いただけるものと思ひますし、今局長申し上げましたようなガイドラインの勧告も四月のAPTの会合でなされておるわけでございます。

今回の放送番組素材利用促進事業法というものは、特にローカル番組なんかの充実をしていく、一秒幾らという単位であつせんをしたり売買する

ようなことになろうかと思ひます。

しかしながら、これからは海外の映像ソフトがどんどん入ってくるでしょうし、また日本も映像ソフトを提供する機会もふえてくると思ひます。そういう意味では、国内の映像ソフトの産業は非常に厳しい競争が強いられるとは思ひます。しかし、我々もいろんな面で支援をしておるわけでございますので、今回のこの法律が日本国内のソフト産業の制作能力を高めていく一助になろう、このように確信をしておるわけでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ふ次第でございます。

○川橋幸子君 ありがとうございます。終わります。

○青島幸男君 ただいま議題になっておりますこの法案、私にとりましては急な話でございます。不勉強で内容をよく理解してないところからくる質問がありましたらお許しくださいと思ひますけれども、率直に申しまして、これは既存の映像、静止も含めまして映像と音のライブラリーをつくって、それで放送に携わる方々が自由に廉価に安全に活用できて、その眠っている素材を放送素材として自由に使って内容を高めるとかいうことのために便宜を図りたい、こういうことでおつくりになるということなんです。

○政府委員(江川晃正君) 大変わかりやすくおまとめいただきまして、全くそういう趣旨でこの仕事をやりたいと考えておるわけです。

○青島幸男君 そうなりますと、例えば民放各局とかNHKとかそれぞれが持っている映像が既にあるわけですね。それが相互に融通したり今もしているわけですよ。ですから、そういう融通をうまくつけるように指導すれば事足りることでありまして、わざわざ郵政省が大臣の認可を得てというお墨つきを与えて、しかもその上で実施に必要な資金の確保または融通のあつせんをするというような格好で補助、援助していきなすということ、一般の人間から見ると、それは郵政省の人たちの天下り先を確保するだけじゃないのかという

見方もあるわけですよ。

しかも、十年の時限立法で定めていて、立ち上がりを補助するだけで後延々と残すつもりはないんだというふうな言い方もなされたけれども、それはまさに当面天下り先をつくるだけの話じゃないかという非難を受けても私は反論がしにくいんじゃないかと思ひますが、局長、いかがですか。

○国務大臣(日笠勝之君) 実は私、与党の政策幹事会がこの法案を審議したときに一番に先生のおっしゃるようなことを申し上げました。結果といたしまして、本事業を行う事業者に対しては郵政省の職員または元職員を就職させることは一切考えておりません。人数も数名規模と、このように聞いております。

○青島幸男君 ですから、発足のときにそう思われても、従来あつたことをずっと考え、思い起こしてみますと、事の流れて発足のときは違つた方向へ流れていくというところは間々あるわけですよ。ですから、そのことを一般の方々も御心配になつておるだろうし、不満に思つていらつしやるだろうと思ふんです。

また、その映像を再三活用して放送を充実させるためには、これは資本主義の原則に従つて需要と供給のバランスによつて事は推移しますからね。ですから、あの映像がどうしても欲しい、幾ら出しても欲しいんだということがあれば自然発生的にそれは行われるべきでありまして、それを何も官で行うことはいないんじゃないかという気が私はします。

現実には、実際には、例えば火山の映像があるとして、世界じゅうの火山を系統的に幅広く集めて、こういうふうな火山というのがあるんです。ついでに今度のはこういう系列に入るでしょうというふうなことをドキュメントとして完成させるためには、前々からある映像も要るわけですよ。そのときは融通し合つて現に使つていきますから、ですから、改めてそれをライブラリーにして、

しかも立ち上がりの間補助をする、国から融資までして、そういう保障をするということは資本主義のルールにかなつていないと思ひにくいですか、いかがですか。

○政府委員(江川晃正君) まず、官で行うというふうには先生おっしゃいましたけれども、これは官で行うものではございません。株式会社が行うというわけです。

それから、郵政大臣が認可するというふうにおつしやいましたけれども、こういう事業計画でやりたいというふうなときに、郵政大臣が基本指針を定めまして、それにのつとつて事業計画を立てるわけですが、それが認定されたときに応援の金が出ますよというのを言つておるわけでございます。そのことはなせそうするかという、基本的にはこれは民間がやることは当然なんですけれども、立ち上がりの、非常に懐妊期間の長いリスクの大きいことだということに応援しようとしておるわけでございます。

それから、現に民間放送会社、NHKがやつておるということは私たちも承知しております。ただ、著作権処理が全部できて我が方が考えているような意味でやつておるかという、必ずしもそうではないということがあります。その辺はむしろ青島先生の方が詳しい世界かと思ひます。

それで、ここでは一般的にだれも来てそれを利用することができるといふ仕掛けをつくるというのが大事でございます。それは民間企業でやることを原則にし、立ち上がりの期間で少し応援していただくことでございます。その意味で、言つてみれば図書館みたいなものでございまして、だれも図書館があつて悪いということはないと思ふんです。

○青島幸男君 ですから、郵政大臣に認可を求めるといふ事業計画を報告したり、それから途中いろいろな事業内容について報告しなきゃならないというふうな制約を求めるとは間違ひで、民間の図書館が存在するのと同じような格好で、しかもそういう格好に指導していくべきだと私は思ふ

わけですよ。そうじゃないと、そのそしりは免れませんよ、天下り先をつくるに違ひないという格好は、いかがですか。

○政府委員(江川晃正君) 大臣から先ほど申し上げましたように、天下りのためにこれをつくるものではないし、郵政省の職員というふうには考えていないというところは大臣申し上げましたが、多分ここに集まる人たちはこの道の相当のプロと申しますか、わかっている人がやらなければなかなうまいかなというふうなことは承知してあります。この会社をつくる人たちは多分そういう世界から来る人たちで構成されるのではないかな、そう思つておるところでございます。

○青島幸男君 だからこそ事業計画を郵政大臣に報告をしたり、途中の経過を報告したり、融資を受けるような格好をつくつたりするのは基本的に間違ひだということをおし上げておるわけですよ。もつと自然発生的なものにするように指導してこそ郵政省のあり方だ。だから、この法案には私はにわかには賛成しかねるという実情を今ひしひしと感じておるわけです。

それに、著作権の問題とか物を制作した人たちの意欲とか意図とか、著作権の問題なんかを絡めてまいりますと、ただ集めたから、だれでも使えるようにするからといつても、なかなかそういう方々の権利とか意欲、情熱なんかをそれぞれせんざくしたり報酬を払つたりするようなことを考えますと大変複雑な手続になりますし、それを統括していくというところは、それは自由な流れの中に任せていく方が私は速やかにいくという認識を持つておるんです。

○政府委員(江川晃正君) 著作権の処理その他が全部必要で、それが大変な作業だということも私たちが承知しております。ですから収集するときには先方の人と著作権処理をきちつとして集めるといふふうにするわけでございます。

ポイントには、これは市場調査というほど商売っぽくやつたわけはございませんが、多くのこの世界のの人たちにお尋ねしますと、どこに何がある

かもよくわからない中でそういう情報のあつせんがでないか、情報をくれないか、それからあるいはあそこにあるのはわかっているだけけれども使えるようなあつせんをしてくれないかとか、もつと一歩進んで、ここに集めておいてくれたら後は金で普通より安く使えるようになる、これはとてもいいことだ、だからぜひやってくれというのが多くの放送事業者、CATV事業者、プロダクションなんかの我々が聞いている意見なのでございます。

それで、認定とかなんとかというのは、まず立ち上がりのために金がかかりますから、金を出すのに何にもわからないところばんと国のお金を出すことができない、ただそれだけのことでございます。ですから、先ほども御質問ございましたけれども、ただいま先生御質問の中にもありましたが、基本方針で自由を妨げないようにしてくれという話はございました。私たちが金もそういふつもりで伸び伸びと仕事ができるように、ただ金を出すための、その会社のある程度の枠を認定する、金をもらうための、もらうためと言つて變ですが、金が出るための相手の一定の枠組みをきちんと判断できるための行為として事業計画を認定させてもらう、そういうことで考えているわけでございます。

○青島幸男君 ところが、それは教科書の認定じやありませんけれども、南京虐殺の映像を出したいとかという、これは実情に合っていないんじゃないかと抑えるというようなことであり得るかもしれないですよ。歴史認識の違いということから、映像を、情報を管理するようなことにまで事が及んだらこれは重大なことになると私は思います。

ですから、そんなあいまいなことで発足なさろうとするなら、私は断固反対したいと思います。終わります。

○田英夫君 私が申し上げたいと思つたことを青島さんが今言われたし、川橋さんも先ほど非常にやわらかい表現ですが警告を与えられたと思うん

です。一つ伺いたいののは、局長はさつき株式会社なるというお話でしたけれども、株式会社と決めてかかっているわけですか。

○政府委員(江川晃正君) 決めてかかっているというよりは株式会社を想定しているという意味で申し上げたところでございます。

なぜ株式会社を想定しているのかと申しますと、将来的にはこの法律も十年で廃止しようとしているわけでございますから、もともと民間企業として、あるいは民間事業として発展することが好ましいと考えておりますから、株式会社ということになるであろうと想定しているということ、あるいは言葉が足りなかつたかもしれませんが、株式会社というところで私申し上げた次第でございます。

○田英夫君 実は御存じかどうか知りませんが、昭和三十年代の半ばに、テレビ草創期、まだテレビ局が非常に少ない時期に共同テレビニュースというものができました、これは株式会社ですが、私は当時共同通信にいたんですけれども、共同通信が中心になってつくりました。それは、当然そういうものが必要になるだろうと、その内容はまさにこういうことを含めてニュースそのものも提供するということがありまして、私も実はその仕事をさせられたことがあります。しかし、ニュースの提供あるいはこうした素材の提供というのは新聞を通じて非常に古い歴史がありまして、通信社というのはまさにそうです。

共同通信と時事通信の違いというのは、実は共同通信は株式会社ではありません。社団法人です。時事通信は株式会社です。なぜ私はこのことを取り上げるかという、共同通信あるいはアメリカのAPとかイギリスのロイターとか、歴史のある通信社というのは全国の新聞社が寄つて集まつて、そしてそれが会員になつて社団法人という形でつくる。株式会社のような営利性がなくて、しかも非常に公正な立場に立ち得る。しかも、メンバーはまさに新聞社そのものでありますから、そ

ういう形にすればいいのではないかと頭が私にはあります、こういうものをもしやるとしても、それが全然視野の中にないとすれば、初めからお金を出すようなことに直結していつてしまつて、何か政府の金を当てにするようなところから出発するということになると初めから間違つてしまふんじゃないか。つまり、国民の共有物である電波を使って放送をやる、テレビの仕事をやろう、そういう人たちが常に心がけることは、言うまでもなく、放送法に決められるまでもなく公正でなければならぬ。こういうことをいつも考えているわけですから、それを下から援助するという立場のこういうものもできる限り公正な立場に立ち得るといふことを大原則にすべきじゃないかと思つていたところを、局長がいきなり株式会社というふうな決めてかかるような発言をされたので私は一言申し上げたわけでありました。

言いたいことは、要するになぜここで郵政省、官がしゃしゃり出てくるのか、そういう必要があるのかといふことです。全国のテレビ局が集まつて、NHKを含めてみんなで協力してこういうものを社団法人というふうな形でつくる、そういうことでお任せしておいたらいいんじゃないか。自由な競争の原理の中の、あるいはそれに対して今度株式会社で時事通信のようなものももう一つできてくるかもしれない。そういう中で相競いながらいい素材の提供を受けるといふようなことがあつてもいいんじゃないだろうか。

○政府委員(江川晃正君) 先生のお言葉をお借りしますと、国がしゃしゃり出るといふことでございますが、我々国がしゃしゃり出る気は全くございません。

もともとマルチメディア社会がこれから目の前に到来して来るであろうことはだれでもわかるわけ、その中でソフトの充実がまた重要だといふこともみんなが言うところでございまして、放送事業者とかCATVとかプロダクションとか、そういう人たちはこのソフトをどうつくるかといふ

ことが今非常に大きな課題で、重荷になっているわけでございます。

そういう中で、言つてみれば番組をつくる、ソフトをつくるに当たつて欲しい基礎データがどこか手に入るような仕組みができればこんなありがたいことはないというのが大体我々何十人にも当たつている企業の人たちからの意見なわけです。そういう要望がありますけれども、いざデータを集めるとなると、これは先生御案内のように結構大変でございますし、またそれを一回の使用のためにわつと金を出してつくり置いといておく、これもまた大変なわけでございます。だから、使いたいときにそのものがぼつと入るようになっていくということ、そういうことが必要だといふことで、これをやつていくわけですから、それで、懐妊期間が長いから資金も出すといふふうにしておりま

す。

そこで、そういう構造の上に立つて法律は認定を受けなければならないという形になっておりますので、認定を受けるところに金を出すという仕組みにしてございますから、一つには限らない。法律としては一つに限るようには書いてございません。二つもあり得るし、要するに複数もあり得るといふことだけは法律の上では確かでございます。

○田英夫君 質問したことに簡潔に答えていただかないと、私も時間が少ないですから。

もう私が申し上げたいことはおわかりいただいたと思うんですが、さつき川橋さんの言葉で、管理とか規制とかいふことをやらないうで自由にやるような方向でいつたらいいんじゃないかといふ言葉がありましたが、私はもつと強い言葉で言いたいぐらいいいこのことを重要に思っています。今の局長や先ほどからのやりとりも何つていて、言論の自由とか、あるいは電波というものが国民の共有物であつて、それを使つた放送の仕事というものを全く理解してないんじゃないかといふふうな思わざるを得ないんです、今のお答えを聞いてみると、結局、この前、大臣に宿題のような失礼なことを申し上げましたが、お出しした電波法第四条の

九

話はいずれまた機会があったら取り上げたいと思
いますけれども、私は今の局長のお話を聞いてい
て、やはり郵政省の諸悪の根源は電波法第四条に
あるという思いを改めて感じておられるんです。つ
まり、郵政大臣がテレビ局に対する免許権を持つて
いる、認可権を持つておられるというところに最後は
行つてしまふ。だから管理だ規制だ、こういうこ
とをすぐ思いつくんじゃないでしょうか。基本は
憲法二十一条の言論の自由にあるということをも
ず根源に置いてやっていたらいい。

私も実はここに入ってくるまで賛成をしようと
思つておりましたけれども、やりとりを聞いてい
ると賛成できない、こういう結論に達せざるを得
ません。私の持論である電波法第四条を改めるべ
きだということからすると、その延長線上ではこ
の問題も認めたらば電波法第四条の問題に触れ
てくる、こういうことでもありますから、反対せざる
を得ないということになります。

最後に、今私が申し上げたことに對する大臣の
お気持ちを伺つて終りたいと思つてます。大臣の
気持ちだけ言つて下さい。

○政府委員(江川晃正君) ちよつと法律の構造だ
け一言御説明させていただきます。

この法律が官による管理だとか規制だとか、そ
ういうものでないというところは私に申し上げて
いるつもりでございますが、この事業によつて提
供される素材というのを使用するかしないかは、
その使おうとする人のすべて自由な判断にゆだね
られておられるということが一つ。

もう一つ、どんなデータを、素材を集めよう
とするかということにつきましては、この法律の中
にも、審議の場を設けて、委員を設けて、それ
によつて決めてもらおうということはおしてあり
ます。そこに国が口を挟む余地も一切ないし、そ
んな気も全然ないわけでございます。いわばそ
ういふことで自律的な運営をやらせてもらおう
とされているわけでございます。

そういうような仕組みをとつておられるところ
でございますから、ここに金を出すということが

よる関与とか干渉とか、放送番組の編集の自由
との関係で何かちよつつかいを出すとか、そ
ういふことには一切ならないと私たちは考
えておられるところでございます。

○国務大臣(日笠勝之君) 電波法四
条の件はこれまた先生といろいろと御議論
させていただきたいと思つておる
ところから、この四條の無線局の開設に
ついては郵政大臣の免許を受けなければ
ならないという、有限性というところに
視点を当てたという第四條の仕組
みになつておるんじゃないやな
か、現在そのように思つてお
ります。

○田英夫君 終わります。

○委員(森暢子君) 他に御発言もなければ、
質疑は終局したものと認めて御異議ござ
いませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員(森暢子君) 御異議ないと認
めます。

それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかに
してお述べ願ひます。別に御発言
もありませんから、これより採
決に入ります。

放送番組素材利用促進事業の推進に
関する臨時措置法案に賛成の方
の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員(森暢子君) 多数と認
めます。よつて、本案は多数
をもって原案どおり可決すべき
ものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につ
きましては、これを委員長に御一
任願ひたいと思つて存じま
すが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員(森暢子君) 御異議
ないと認め、さよう決定いた
します。

○委員(森暢子君) 次に、電
気通信事業法及び電波法の一部
を改正する法律案及び放送法
の一部を改正する法律案を一
括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取
いたします。日笠郵政大臣。
○国務大臣(日笠勝之君) 初
めに、電気通信事業法及び電
波法の一部を改正する法律案
につきまして、その提案理由
及び内容の概要を御説明申
上げます。

この法律案は、最近の電気通信事業における
国際化の進展にかんがみ、人工衛星の無線局の無
線設備により国際電気通信事業を営もうとする者
については、外国人等であることを第一種電気通
信事業の許可の欠格事由とし、第二種電気通
信事業の許可の欠格事由としないこととする
こと、その者が営む当該事業に係る無線局であ
つて人工衛星の無線局の中継により無線通信を行
うもの等については、外国人等であることを免許
付与の欠格事由としないこととする等の改正を行
うものであります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。
まず、電気通信事業法の一部改正の内容につ
いてでございますが、第一種電気通信事業の許可
の欠格事由のうち外国人の制限に係るものにつ
いては、人工衛星の無線局の無線設備のみを設
置して国際電気通信事業を営もうとする者であ
つて、国内に営業所を有する者には適用しない
こととしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととして
おります。
次に、電波法の一部改正の内容についてござ
いしますが、無線局の免許の欠格事由のうち外国
性の制限に係るものについては、前記の電気通信
事業法の一部改正により外国人の制限の適用を受
けなくなる外国人等が国際電気通信事業を営むた
めに開設する無線局であつて、人工衛星の無線局
の中継により無線通信を行うもの等には適用し
ないこととしております。

なお、この法律は、公布の日から施行すること
としております。
次に、放送法の一部を改正する法律案につ
きまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申
上げます。

この法律案は、放送による情報の国際交流を促
進するため、日本放送協会がその放送番組を外国
において受信されることを目的として他人に委託
して人工衛星の無線局により放送させる業務を行
うこととするともに、一般放送事業者である委
託放送事業者がその放送番組を国内及び外国にお
いて受信されることを目的として他人に委託して
人工衛星の無線局により放送させる業務を行うこ
とができることとし、あわせて有料放送に係る規
制を合理化するため、多重放送についてはその契
約約款を認可制から届け出制に改める等の改正を
行おうとするものであります。

次に、法律案の概要を申し上げます。
第一は、放送の定義に関する事項についてであ
ります。

日本放送協会の委託により、その放送番組を外
国において受信されることを目的としてそのまま
送信する放送であつて、人工衛星の無線局によ
り行われるものを委託協会国際放送と、また、他人
の委託により、その放送番組を国内及び外国にお
いて受信されることを目的としてそのまま送信す
る放送であつて、人工衛星の無線局により行われ
るものを委託内外放送ということとしております。

第二は、日本放送協会に関する事項についてで
あります。
日本放送協会は、電波法の規定により委託協会
国際放送をする無線局の免許を受けた者または受
託協会国際放送をする外国人の無線局を運用する者
に委託してその放送番組を放送させる委託協会
国際放送業務を行うこととするともに、日本放送
協会は、放送番組及びその編集上必要な資料を
外国有線放送事業者に提供することができること
としております。

第三は、一般放送事業者に関する事項について
であります。
受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業
者は、その放送番組の編集に当たつては、国際規
善及び外国との交流が損なわれることのないよう

に、当該放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならぬとしております。また、受託内外放送を受託国内放送とみなし、国内放送の放送番組の編集等に関する規定を適用することとしております。

第四は、有料放送に関する事項についてであります。

有料放送に関する規定は、国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける者との契約関係等に適用することとしております。また、有料放送事業者が多重放送である有料放送を行う場合の国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金その他の提供条件に関する契約約款については、認可制から届け出制に改めることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、これら二法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長(森嶋子君) 以上で趣旨説明の聴取は終了しました。

面案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十八分散会

六月六日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

一、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案
放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

して、放送番組の制作の用に供する業務
二 放送番組を制作する者に対し放送番組素材に関する取引のあっせん又は情報の提供を行う業務であつて前号の業務に附帯して行われるもの

(目的)
第一条 この法律は、放送(有線放送を含む。以下この条において同じ。)に関する国民の需要の多様化に伴い各々の放送においてその特色を生かした放送番組の放送が行われることの重要性が増大していることにかんがみ、多様な放送番組の制作に資する放送番組素材利用促進事業を推進するための措置を講じ、もつて放送の発達及び普及に寄与することを目的とする。

(用語の意義)
第二条 この法律において「放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信をいひ、「有線放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいひ、「放送番組」とは、放送及び有線放送の放送番組をいう。

2 この法律において「素材映像等」とは、録画され、若しくは写真(写真の複製物を含む。)に記録された映像又は録音された音響をいう。

3 この法律において「放送番組素材」とは、素材映像等であつて、放送番組の素材として用いられることにより多様な放送番組の制作に相当程度寄与すると見込まれるものをいう。

4 この法律において「放送番組素材利用促進事業」とは、次に掲げる業務のすべてを行う事業であつて、放送番組素材の保管に必要な設備その他の設備を備える施設を整備してこれらの業務を行い、かつ、放送番組素材の収集及び制作の基準(以下この項において単に「基準」という。)に関する事項を審議するための学識経験を有する者をもつて組織する機関を置き、その審議を経て基準を定め、これに従つて放送番組素材の収集及び制作の業務を行うものをいう。

一 放送番組素材を収集し、及び制作し、保管

四 放送番組素材利用促進事業の実施方法
五 放送番組素材利用促進事業の実施時期
六 放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

三 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なるものであり、かつ、当該実施計画が確実に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(実施計画の変更等)
第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

3 郵政大臣は、前条第一項の認定を受けた実施計画(第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る放送番組素材利用促進事業を実施する者(以下「認定事業者」という。)が当該認定計画に従つて放送番組素材利用促進事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(通信・放送機材の業務の特例)
第六条 通信・放送機材(以下「機材」という。)は、通信・放送機材法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機材法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 認定計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託等)
第七条 機構は、郵政大臣及び大蔵大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務(出資の決定を除く。)の一部を金融機関に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行う

ことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 機構法第四十条の規定は、第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関について準用する。この場合において、同条第一項中「郵政大臣(研究開発出資業務については、郵政大臣又は大蔵大臣)」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣」と、「その業務」とあるのは「その委託を受けた業務」と、「事務所その他の事業所」とあるのは「事務所」と、「業務の状況」とあるのは「その委託を受けた業務に関し業務の状況」と読み替へるものとする。

(機構の適用)
第八条 第六条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五條第二項中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務又は放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(以下「放送番組素材利用促進法」という。)(第六條に規定する業務(以下「面出資業務」という。))と、同条第三項中「又は」とあるのは「放送番組素材利用促進法第六條に規定する業務に必要な資金又は」と、機構法第十七條第二項、第十九條第四項、第二十九條、第三十九條及び第四十條第一項中「研究開発出資業務」とあるのは「面出資業務」と、機構法第三十一條中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務及び放送番組素材利用促進法第六條に規定する業務(以下「研究開発出資業務等」という。))と、機構法第三十二條、第三十三條の二、第三十五條、第三十八條及び第四十三條第一項、第二十二條中「研究開発出資業務」とあるのは「研究開発出資業務等」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び放送番組素材利用促進法」と、機構法第三十九條、第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあ

るものは「この法律又は放送番組素材利用促進法」と、機構法第四十三條第一項第一号中「第二十八條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務」とあるのは「若しくは第二十九條第一項の規定による認可(面出資業務に係るものを除く。))、第二十八條第二項の規定による認可(研究開発出資業務に係るものを除く。))、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可(研究開発出資業務等」と、同条第二項第一号中「又は第二十九條第一項の規定による認可」とあるのは「この規定による認可又は第二十九條第一項の規定による認可(放送番組素材利用促進法第六條に規定する業務に係るものを除く。))」と、同項第二号中「部分」とあるのは「部分(放送番組素材利用促進法第六條に規定する業務に係る部分を除く。))」と、機構法第四十五條第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び放送番組素材利用促進法第六條」とする。

(資金の確保等)
第九条 政府は、認定計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施に必要な資金の確保又は融通のあつせんに努めるものとする。

(報告の徴収)
第十条 郵政大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る放送番組素材利用促進事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)
第十一条 第七條第四項において準用する機構法第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

第十二條 第十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の廃止)
第二条 この法律は、この法律の施行の日から十年以内に廃止するものとする。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(郵政省設置法の改正)
第四条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四條中第七十三號を第七十四號とし、第六十九號から第七十二號までを一號ずつ繰り下げ、第六十八號の次に次の一號を加える。

六十九 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(平成六年法律第...号)の施行に関すること。

第五條中第二十二號の二十四を第二十二號の二十五とし、第二十二號の二十一から第二十二號の二十三までを一號ずつ繰り下げ、第二十二號の二十の次に次の一號を加える。

二十二の二十一 放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法の定めるところに従い、基本指針を定め、及び実施計画の認定をすること。

第六條第五項中「第七十二號」を「第七十三號」に改め、同條第六項中「第六十九號」を「第七十號」に、「第七十一號及び第七十二號」を「第七十二號及び第七十三號」に改め、同條第八項中「第七十三號」を「第七十四號」に改める。

電気通信事業法及び電波法の一部を改正する

法律案
電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律

(電気通信事業法の一部改正)
第一条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二項(第四号から第七号までに係る部分に限る。)の規定は、次に掲げる電気通信設備のみを設置して電気通信役務を提供する国際電気通信事業を営もうとする者(同項第四号から第六号までに掲げる者に該当するものについては、国内に営業所を有するものに限る。)については、適用しない。

一 人工衛星の無線局(電波法第二條第五号本文に規定する無線局をいう。以下この項において同じ。)であつて、特定の固定地点間の無線通信を中継するもの(国際電気通信衛星機構が開設するものを除く。)の無線設備(同條第四号に規定する設備をいう。以下この項において同じ。)

二 前号の無線局の中継により特定の固定地点間の無線通信を行う無線局の無線設備

三 第一号の人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局の無線設備

第十四條第三項中「第二號」を「第一項第二號」に改める。

第十九條第一項第三号中「第十一條各号」を「第十一條第一項各号」に改め、「至つたとき」の下に「(同條第二項に規定する国際電気通信事業を営む者(同條第一項第四号から第六号までに掲げる者に該当するものについては、国内に営業所を有するものに限る。))が、同條第一項第四号から第七号までの一に該当するときは除く。))」を加える。

第九十一條第一項中「一種電気通信事業者」の下に「(第十一條第二項に規定する国際電気通信事業を営むことについて第九條第一項の許

可を受けた者を除く。」を加え、「第十一条第四号」を「第十一条第一項第四号」に、「同条第七号」を「第十一条第一項第七号」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「規定の適用を受ける」を加える。

第九十一条の二第一項中「前条第一項の」の下に「規定の適用を受ける」を加え、「第十一条第七号」を「第十一条第一項第七号」に、「同項の規定にかかわらず」を「同法第三十二条第二項の規定にかかわらず」に改める。

附則第十九条中「第十一条第一号」を「第十一条第一項第一号」に改める。

(電波法の一部改正)
第二条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の二号を加える。

七 電気通信事業法第十一条第二項の規定により同条第一項(第四号から第七号までに係る部分に限る。)の規定の適用を受けないこととなる者が同条第二項に規定する国際電気通信事業に係る電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局であつて、人工衛星の無線局(外国のもの(国際電気通信衛星機構が開設するものを除く。))に限る。次号において「外国人工衛星局」という。)の中継により特定の固定地点間の無線通信を行うもの

八 前号に規定する電気通信業務を行うことを目的とする外国人工衛星局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

附則

この法律は、公布の日から施行する

六月七日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は六月六日)

一、放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法案

一、電気通信事業法及び電波法の一部を改正する法律案

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、放送法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の二十七」を「第五十二条の二十八」に改める。

第二条第二号中「中継国際放送」の下に「及び受託協会国際放送」を加え、同条第二号の二の次に次の二号を加える。

二の二の二 「受託協会国際放送」とは、日本放送協会(以下「協会」という。)の委託により、その放送番組を外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。

二の二の三 「受託内外放送」とは、他人の委託により、その放送番組を国内及び外国において受信されることを目的としてそのまま送信する放送であつて、人工衛星の無線局により行われるものをいう。

第二条第三号の二中「及び委託放送事業者」を「委託放送事業者及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会」に改め、同条第三号の三中「日本放送協会(以下「協会」という。))」を「協会」に改め、同条第三号の四中「受託国内放送」の下に、「受託協会国際放送又は受託内外放送(以下「受託放送」と総称する。))」を加え、同条第三号の五中「受託放送事業者」を「電波法の規定により受託国内放送又は受託内外放送をする無線局の免許を受けた者」に改め、同条の次に次の一号を加える。

三の六 「委託協会国際放送業務」とは、協会が

電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者又は受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託してその放送番組を放送させる業務をいう。

第二条第四号中「受託国内放送」を「受託放送」に改める。

第二条の二第一項中「次項第一号」の下に、「第七号、第九号第一項第二号、第二項第五号及び第六号並びに第六項、第三十四条第一項」を加え、「第五十三条第一項及び」を「第五十三条第一項並びに」に改め、同条第二項中「あつては、受託国内放送」を「及び受託内外放送にあつてはこれら」の放送」に改め、「委託放送業務」の下に「とし、受託協会国際放送(電波法の規定による免許を受ける無線局により行われるものに限る。以下この項において同じ。))」にあつては受託協会国際放送を行う放送局の置局及び委託協会国際放送業務とする。」を加え、同項第二号中「又は中継国際放送」を「中継国際放送、受託協会国際放送又は受託内外放送」に改め、同項第三号中「受託国内放送」を「受託放送」に改め、同条第六項中「及び委託放送事業者」を「委託放送事業者及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会」に改める。

第三条の二第二項中「テレビジョン放送」の下に「による国内放送」を加え、同条第三項中「教育番組」を「国内放送の教育番組」に改め、同条第四項を削る。

第三条の二の次に次の一条を加える。
(テレビジョン多重放送の放送番組の編集)

第三条の二の二 テレビジョン放送及びテレビジョン音声多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して音声その他の音響を送る放送をいう。以下同じ。又はテレビジョン文字多重放送(テレビジョン放送の電波に重畳して文字、図形又は信号を送る放送をいう。以下同じ。))を行う放送事業者は、テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン文字多重放送の放送番組の編集に当たつては、同時に放送されるテレビジョン放送の放送番組の内容に関連し、かつ、その内

容を豊かにし、又はその効果を高めるような放送番組をできる限り多く設けるようにしなければならない。

第六条の二中「放送事業者は」の下に、「国内放送を行うに当たり」を加える。

第七条中「国際放送」の下に「及び委託協会国際放送業務」を加える。

第九条第一項第三号中「国際放送」の下に「及び委託協会国際放送業務」を加え、同条第二項第三号中「外国放送事業者」の下に「又は外国有線放送事業者(外国において有線放送(公衆によつて直接受信されることを目的とする有線電気通信の送信をいう。))の事業を行う者をいう。以下同じ。))」を加える。

第九条の三の次に次の三条を加える。
(委託協会国際放送業務の実施)

第九条の四 協会は、電波法の規定により受託協会国際放送をする無線局の免許を受けた者に委託して委託協会国際放送業務を行うとする場合には、第五十二条の十三第一項第一号、第二号及び第五号(二からりまでに係る部分に限る。))に掲げる要件に適合していることについて、郵政大臣の認定を受けなければならない。

第五十二条の十三第二項及び第三項の規定は前項の認定の申請に、第五十二条の十四の規定は同項の認定に、第五十二条の十五第一項、第五十二条の十七、第五十二条の十九及び第五十二条の二十一から第五十二条の二十六までの規定は前項の認定を受けた協会に準用する。この場合において、第五十二条の十五第一項、第五十二条の二十一、第五十二条の二十二及び第五十二条の二十四第二項第二号中「第五十二条の十三第一項の認定」とあるのは「第九条の四第一項の認定」と、第五十二条の十七第二項中「受託国内放送又は受託内外放送」とあるのは「受託協会国際放送」と、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十四中「委託放送業務」とあるのは「第九条の四第一項の認定を受けた委託協会国際放送業務」と、第五十二条の二十六中「第

五十二條の二十の規定による業務の廃止の届出を受けたとき」とあるのは「第四十三條第三項において準用する同條第一項の規定により第九條の四第一項の認定を受けた委託協会国際放送業務の廃止の認可をしたとき」と読み替へるものとする。

第九條の五 協会は、受託協会国際放送をする外国の無線局を運用する者に委託して委託協会国際放送業務を開始したときは、遅滞なく、委託して放送をさせる区域、委託放送事項（委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。）その他郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならぬ。これらの事項を変更したときも、同様とする。

第九條の六 委託協会国際放送業務を行う場合における協会について前章の規定を適用する場合においては、第三條の二の二中「を行う」とあるのは「を委託して行わせる」と、第四條第一項中「した」とあるのは「委託して行わせた」ということ、「放送をした事項」とあるのは「委託して放送を行わせた事項」と、「しなければならぬ」とあるのは「委託して行わなければならない」と、同條第二項中「その」とあるのは「その委託して行わせた」と、第六條中「してはならない」とあるのは「委託して行わせてはならない」と読み替へるものとする。

第十四條中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 委託協会国際放送業務の開始、休止及び廃止

第三十三條の見出し中「国際放送」を「国際放送等の」に改め、同條第一項中「郵政大臣は」の下に「協会に対し」を加え、「協会に」を削り、「命ずる」を「命じ、又は委託して放送をさせる区域、委託放送事項その他必要な事項を指定して委託協会国際放送業務を行うべきことを命ずる」に改める。

第四十三條の見出し中「放送」を「放送等」に改

め、同條に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、委託協会国際放送業務の廃止又は休止に準用する。この場合において、第一項中「十二時間以上」とあるのは、「二十四時間以上」と読み替へるものとする。

第四十四條第四項中「又は外国放送事業者」を「若しくは受託協会国際放送の放送番組の編集及び放送の委託又は外国放送事業者若しくは外国有線放送事業者」に改める。

第四十四條の二第一項中「並びに国際放送」の下に「及び受託協会国際放送（以下この条において「国際放送等」という。）」を加え、同條第六項及び第八項中「国際放送」を「国際放送等」に改める。

第四十六條の見出し中「広告放送」を「広告放送等」に改め、同條に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、協会が委託協会国際放送業務を行う場合に準用する。この場合において、第一項中「放送」とあるのは「放送の委託」と、前項中「名称等を放送する」とあるのは「名称等の放送を委託して行わせる」と読み替へるものとする。

第五十條の二第一項中「及び第四項」を「、第三條の二の二」に、「並びに」を「及び」に改め、同條第二項中「第四十三條及び第四十六條」を「第四十三條第一項及び第二項並びに第四十六條第一項及び第二項」に改める。

第五十一條第三項中「一の一般放送事業者」の下に「（受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十二條の四第一項中「当該有料放送」を「その有料放送が多量放送以外の放送であるときは、国内受信者（有料放送事業者との間に国内に設置する受信設備により有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者）をいう。以下同じ。）に提供する当該有料放送」に改め、同條第二項第二号中「受信者（有料放送事業者との間に有料放送の役務の提供を受ける契約を締結する者）をいう。第五十二

條の七において同じ。）を「国内受信者」に改め、同條第四項中「第一項の認可を受けた契約約款を」を「認可契約約款等を国内にある」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項中「受けた契約約款」を「受け、又は前項の規定により届け出た契約約款（以下この章において「認可契約約款等」という。）」に改め、「により」の下に「国内受信者に対し」を加え、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 有料放送事業者は、その有料放送が多量放送であるときは、国内受信者に提供する当該有料放送の役務の料金その他の提供条件について契約約款を定め、その実施前に、郵政大臣に届け出なければならぬ。当該契約約款を変更しようとするときも、同様とする。

第五十二條の五中「前條第一項の認可を受けた契約約款」を「認可契約約款等」に改め、「しなれば」の下に「国内において」を加える。

第五十二條の六中「なければ」の下に「国内に設置する受信設備によりその有料放送を受信しようとする者に対し」を加える。

第五十二條の七中「郵政大臣は」の下に「第五十二條の四第一項の認可を受けた契約約款に定める」を加え、「受信者」を「国内受信者」に、「第五十二條の四第一項の認可を受けた」を「当該」に改め、同條に次の一項を加える。

2 郵政大臣は、第五十二條の四第三項の規定により届け出た契約約款に定める有料放送の役務の料金その他の提供条件が国内受信者の利益を阻害していると認めるときは、有料放送事業者に対し、当該契約約款を変更すべきことを命ずることができる。

第五十二條の九第一項中「委託放送事業者」の下に「又は委託協会国際放送業務を行う場合における協会（以下「委託放送事業者等」という。）」を加え、「当該委託放送事業者」を「当該委託放送事業者等」に改め、「第五十二條の十四第二項」の下に「（第九條の四第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同條第三項第三号」を「第五十

二條の十四第三項第三号」に改め、同條第二項中「委託放送事業者」の下に「及び委託協会国際放送業務を行う場合における協会」を加え、「又は委託放送事業者」を「又は委託協会国際放送事業者等」に改める。

第五十二條の十第一項並びに第二項第二号及び第三号中「委託放送事業者」を「委託放送事業者等」に改める。

第五十二條の十一中「委託放送業務」の下に「又は第九條の四第一項の認定を受けた委託協会国際放送業務」を加える。

第五十二條の十三第二項第七号中「（委託して行わせる放送の放送事項をいう。以下同じ。）」を削る。

第五十二條の十七第二項中「受託国内放送」の下に「又は受託内外放送」を加える。

第五十二條の二十七の見出しを「放送番組の編集等に関する通則等の適用」に改め、同條中「第一章の二」の下に「（次項に規定する委託放送事業者にあつては、第三條の二、第三條の三第二項及び第六條の二を除く。）」を加え、「第三條の二第一項」を「第三條の二」に、「同條第四項中」を「第三條の二の二」に、「を」を「する」を「国内放送を行つ」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「を」を「をいう」とあるのは「委託して行わせること」と、「を」を「をいう」とあるのは「放送を委託して行わせること」と、「以外の放送」とあるのは「以外の放送を委託して行わせるもの」と、同條第三項中「多量放送」とあるのは「多量放送を委託して行わせるもの」に改め、「当該放送」とあるのは「第五十二條の六中」の「その有料放送」とあるのは「その有料放送の役務に係る放送」とを加え、同條に次の一項を加える。

2 受託内外放送を委託して行わせる委託放送事業者については、当該受託内外放送を受託国内放送とみなして第三條の二、第三條の三第二項及び第六條の二の規定を適用する。この場合において、第三條の二及び第三條の三第二項中

「国内放送」とあるのは「受託国内放送」と、第三条の二第三項中「放送に」とあるのは「放送の委託に」と、第六条の二中「国内放送を行う」とあるのは「受託国内放送を委託して行わせる」と、「を」とあるのは「を委託して行わせる」と読み替えるものとする。

第三章の三中第五十二条の二十七を第五十二条の二十八とし、第五十二条の二十六の次に次の一条を加える。

(受託内外放送の放送番組の編集)

第五十二条の二十七、委託放送事業者は、受託内外放送の放送番組の編集に当たつては、国際親善及び外国との交流が損なわれることのないよう、当該受託内外放送の放送対象地域である外国の地域の自然的経済的社会的文化的諸事情をできる限り考慮しなければならない。

第五十三条の九の二中「及び」の下に「第三項並びに」を加える。

第五十三条の十第一項第二号中「出資の認可」の下に「第九條の四第一項(委託協会国際放送業務に関する認定)を加え、「国際放送実施」を「国際放送等の実施」に、「第五十条の二第二項」を「同条第三項及び第五十条の二第二項」に、「放送の廃止」を「放送等の廃止」に改め、「変更認可申請命令」の下に「及び変更命令」を加える。

第五十五条第二号中「第五十条の二第二項」を「同条第三項及び第五十条の二第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は第九條の四第一項の規定により認定を受けるべき場合に認定を受けなかつたとき」を加える。

第五十六条の二第一号中「受けた」を「受け、又は同条第三項の規定により届け出た」に改める。

第五十六条の三中「第五十二条の四第四項」を「第五十二条の四第五項」に改める。

第五十八条中「又は」の下に「第九條の五若しくは」を加え、「第五十条の二第二項」を「同条第三項及び第五十条の二第二項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に改正前の放送法第五十二条の四第一項の規定により認可を受けている契約約款であつて改正後の放送法第五十二条の四第三項の契約約款に該当するものは、同項の規定により届け出た契約約款とみなす。

3 この法律の施行の際現にされている改正前の放送法第五十二条の四第一項の規定による契約約款の認可の申請であつて改正後の放送法第五十二条の四第三項の契約約款に係るものは、同項の規定によりした届出とみなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(電波法の一部改正)

5 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「国内において受信されることを目的として」を削る。

(身体障害者の利便の増進に資する通信・放送)
身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

6 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成五年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第三項中「第三条の二第四項」を「第三条の二の二」に改める。

平成六年六月二十日印刷

平成六年六月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局